

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 7 月 9 日（水） 17:31～17:52
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

瀧島 勇樹 経済産業省中小企業庁金融課総括課長補佐
尾崎 裕一 経済産業省中小企業庁金融課課長補佐
大和田 知一 経済産業省中小企業庁金融課係長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農業分野信用保証の現状について
- 3 閉会

○藤原次長 特区のワーキンググループをスタートさせていただきます。

今日は、まず経済産業省の中小企業庁にお出でいただいておりますが、農業分野の信用保証の状況でございますけれども、新潟市とか養父市とか区域会議がそろそろ予定されていますので、御連絡を数週間前から申し上げていたところ、もう 6 月 27 日に何か要綱が出ているという話だったので、事務局に一言いただければ良かったかなというのがありますので、先生方からも御指摘があると思いますが、今後ともそういう話で、区切り区切りのときにはきちんと連絡を付けていただくよう経済産業省にはお願いしたいと思います。

また、要綱を資料でいただいておりますけれども、これをどういう形で区域計画に書いていくかということについての見解も含めてお願いできればと思います。

では、八田先生、お願いします。

○八田座長 どうもお越しくださってありがとうございます。この要綱について、まず御説明をお願いできますでしょうか。

○瀧島課長補佐 ありがとうございます。中小企業庁の金融課で総括補佐をやっております瀧島と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

本来は、部長なり課長なり来るべきところを、ちょうど異動時期と重なっております、私、ずっと昨年からは担当しておりますので、そういった経緯も含めて私から御説明させていただければと思います。

先生から御紹介ありましたとおり、要綱、事務局の皆様とあまり共有できておらず恐縮でございますが、内容について御説明を簡単にさせていただければと思っております。

まず、制度目的というところがございますけれども、昨年10月18日付で日本経済再生本部決定ということで、農業への信用保証制度の適用を実施する、色々書かれているところがございますけれども、それに基づいて商工業とともに行う農業の実施に必要な資金に係る債務の保証を行う。これについて、行うことで資金調達の円滑化を図る、こうしたことを制度目的としております。

申込人の資格要件でございますけれども、これも元々の再生本部決定を引くような形になっておまして、商工業とともに農業を営むというのは（１）、（２）とも同じでございますけれども、それを中小企業者が担う場合、もしくは農家の方が農事組合法人または個人という方が担う場合と、いずれの場合においても商工業とともに思う場合については、その部分に該当する農業については、資金について保証する。こうしたことを定めております。

保証限度額としては、2億8,000万円。これはほかの制度との並びでこうした形にしております。

保証形式はまとめてというよりは、一件一件の個別の保証。

保証割合のところは、財政当局とも色々な議論があつて、そもそも今年の諮問会議などでも、麻生大臣から、信用保証制度についてはきちんと見直しをしておくことが必要だというような議論もある中、きちんと80%は保証いたしますけれども、20%は金融機関に見ていただくという原則でございますけれども、責任共有制度と私たちは申しておりますけれども、金融機関も一定のリスクを負うという当然のことでございますが、そうした割合にしているということでございます。

対象となる資金については、商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金ということにしております。これもワーキング、去年から議論があつたとおりでございます。商工業の確保の中で、商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含むという言い方をしております、これは元々信用保証協会を利用されている中小企業者の方が農業の信用基金に行ったりとか、農業の信用基金に行っている方が信用保証協会に行ったりというような形で、二つの協会に行くということは利便性が悪いのではないかという御指摘もそもものところであったものですから、そこのお金を借りるときには、農業部分と商工業部分

と分けることなく、一つの資金という形で借入ができるようにという趣旨でございます。

対象金融機関は、約定締結金融機関としておりますが、これは全ての金融機関ということでございます。

返済方法は、一括返済または分割返済ということでございます。

保証期間、これもほかの保証制度などにならってございますけれども、一括の場合、2年。分割の場合、運転資金10年、設備資金15年ということでございます。

信用保証料率のところでございますけれども、これはなかなか料率をいくらに設定するかというのは、我々そもそも知見がない分野でございますので難しいところでございますけれども、とりあえず置き数字という形で0.8%と置いてございます。担保の適用がある場合は0.1を引くということとしております。

担保は必要に応じて徴求する。保証人については、法人代表者以外の保証人は徴求しない。第三者保証は取らない。個人保証についても、昨年、個人保証のガイドラインができてございますので、本当に必要がある場合に限って取るということかと思っております。

貸付金利、金融機関がいくらでお金を貸すかということについては、これは金融機関の定めるところでございますので、我々は決めることができない、金融機関が必要な金利を設定されるということかと思っております。

添付資料ということで、申込みの際は申込み資格要件を満たすことができる書面ということとともに、商工業とともに営む農業の実施に関する事業計画書、例えば、缶詰工場とともにミカン農園を営むということであれば、ミカン農園についてどれぐらいの規模で実施をしてということが分かるような事業計画書を添付いただいて、どれぐらいの資金ニーズがあるかは確認できるようにするということでございます。

あと附則で書いておりますけれども、(3)のところを御覧いただければと思うのですが、農業への信用保証制度への適用がそもそも地方自治体の応分の負担を前提に実施すると再生本部決定でなされていて、これを前提に財政当局から予算をいただいているということなものですから、制度関係者の最終的な負担割合を国30、地方自治体25、信用保証協会25という形で、先ほど80%を国というか協会側が保証するという形になってございますけれども、その80をブレイクダウンすると、30、20、25という形にできればと思っております。これで今、新潟市役所なども話をしているということでございます。

いずれにしても、(4)にございますけれども、自治体の皆様がこの附則(3)を踏まえて制度融資を創設していただくということが必要でございますので、この中小企業庁が定めた要綱に沿って、制度融資について御検討いただくということかと思っております。

簡単でございますが、以上が要綱の説明でございますので、要綱もしくは制度自体については、新潟市、もしくは養父市、兵庫県とは相当に議論させていただいて、私自身も新潟に行ってきまして、事業者の方ともお会いをして、また、あと金融機関も回らせていただきましたけれども、その中で彼らの色々なタイムフレーム、彼らの中でどのように話をしていくのかということもございますので、これからも連携を密にして是非具体的に早

く進めていきたいと思っております。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この制度は特に対象資金で従来のものとも一体として貸せるということは素晴らしいことだと思いますので、どうもありがとうございました。

いくつか伺いたいことがあると思います。まず、原委員から。

○原委員 この負担割合で、地方自治体は県と市との関係はどうですか。

○瀧島課長補佐 基本的には市にお願いするというのが基本だと思っております。再生本部の決定自体は都道府県となっておりますけれども、税金でございますので。これは新潟市の事業所の方しか使えないとか、新潟市内で農業をやっている方しか使えないものですから、なかなか新潟県の予算を使うことについては県の理解は得づらい、もしくは兵庫県県の理解を得づらいということでございまして、まず一義的には市にお願いをしていくということかと思っております。

市でどうしても負担ができないということになってきたら、県とも調整するというところで考えております。今、新潟市は自分で一人でやるとなっていて、養父市のほうは財政体力などもありますので、兵庫県と相談をする、そういう状況でございます。

○八田座長 普通の商工業者の場合には、県と市の割合はどういうふうになるのですか。

○瀧島課長補佐 普通の商工業者の場合は、県と市の負担はございません。県はそもそも信用保証協会に出資をしておりますので、市は基本的には負担していないということになります。今回は特区で特別にということになっておりますので、市のほうにお願いをせざるを得ないと思います。

○八田座長 出資をするという場合には、普通の商工業の場合には、場合によってはあまり支出がない場合には県が儲かることもあるということですか。

○瀧島課長補佐 保証制度は儲からないからこそ官でやっていて、基本的には赤字でございますので、県からすると儲かることはないという。

○八田座長 出資者ならば、これは県が出してもおかしくはないですね。補助金ならば別ですけれどもね。

○瀧島課長補佐 出資はそうですね。県が出してもおかしくないですけども、資金需要全体で新潟市内、特区でございますので、限定的にやるということから始まっていますので、実際どこまで出資で、資本を厚くしておかないと危ないぐらい件数が出るかという、なかなかそこまでは出資のお金というのは要らないかなと今のところは思っています。

今、国が措置した2億円分がございまして、出資分に該当するお金でございます。資本に該当するお金でございます。これで大体100億近くの事業規模の保証ができるということになっておりますので、当面ここ1～2年ぐらいは、その2億円があれば大丈夫かなと。そこ以降になって本当に本格化して全国に展開する、もしくは新潟県内を広くやっていくということになったら、県から出資していただくとか、そういうことも必要かもしれない。

○八田座長 養父市のことを考えているのですけれども、要するにこのフレームワークならば、自治体と書いてあるから、これは例えば、出資したよということはお互いの自治体でもって協議できて決まることができるという。

○瀧島課長補佐 それは養父市と兵庫県とでよくお話し合いをいただく。我々も当然利用者ともお話し合いをいたします。

○八田座長 分かりました。この要綱は基本的には法律というよりは、一種の省令みたいなものですか。

○瀧島課長補佐 そうですね。省令よりもう少し下のレベルでございます。

○八田座長 これをガイドラインにして制度を作りなさいという話ですね。

○瀧島課長補佐 おっしゃるとおりです。

○八田座長 ほかの商工業の場合には、保証割合は何割ぐらいなのですか。

○瀧島課長補佐 商工業の場合は、例えば、全体で商工業者が100億円を借入をするとした場合、信用保証協会が保証するのは80%というのが基本です。

○八田座長 それに揃えたということですね。商工業の場合には、先ほど銀行が責任あるとおっしゃったけれども、だいたい土地の担保が取れるわけですね。

一般的には保証機構というのは、長い目で見て推奨すべきものではないけれども、農業の場合には、農地法によって農地を担保にできないという問題があるから、殊、農業に関しては、制度のゆがみを補完する観点から、保証機構に非常に重要な意味があると思うのです。したがって、この保証割合80%というのは、実は農業のためだともっと上げてもいいのではないかと。例えば、ほかのものは70%にして、これは100%にしてもいいのではないかなと思うのです。

○瀧島課長補佐 なかなかそれは保証制度を所管しているものとする、保証制度全体、そもそも世界的に見ても、先生方御承知のとおりかもしれませんけれども、8割ということ自体、非常に高いレベルでありまして。

○八田座長 そちらは7割にしたらいいではないですか。

○瀧島課長補佐 そちらを7割にする議論は、それはそれで何年かけて私はやりたいと思っておりますけれども、なかなか消費税が上がる度に難しい問題です。

○八田座長 今まで農業を外したのが不思議だけれども、農地法が変わるまでは、農業こそ一番必要とするものではないかと思えます。農地法が変わったら、全部同じでいいと思うのですけれどね。

○瀧島課長補佐 いずれにせよ、商工業と一体にしてやるというところが根っこになってございますので、そこは最終的には民間農園を造っても、ミカンの缶詰を作って売る先があるとか、米を作って、そのレストランを造って、その先がある。そういう一体としてやる事業だとして見ているものですから、ここだけやるのはなかなか。

○八田座長 そうすると、今まではこうだったのですか。ある中小企業が土地を持っている、そして、農園にも進出したい。その土地を一部担保にして、投資額の2割分、銀行か

ら借りて、残りは、保証協会から借りたいと思っても、農業への融資の場合にはできなかつた。今度はそれができるようになる。だから、担保としては別に土地でなくてもほかのもので使えるではないかということですね。

○瀧島課長補佐 混在資金で使えます。

○八田座長 分かりました。

それでは、ほかにはございませんか。どうも御説明ありがとうございました。よろしくお願ひします。